

発議第12号

軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

平成25年12月20日提出

提出者 高山市議会議員 島田政吾

賛成者 高山市議会議員 小井戸真人
松葉晴彦
車戸明良
中箴博之
北村征男

軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書

軽油引取税が平成21年度の地方税法等の改正により一般財源化され、道路目的税から普通税に変更されたことに伴い、平成27年3月31日をもって課税免除制度は廃止される状況にある。

軽油引取税の課税免除制度は、鉄道、農業・林業、製造業など道路を使用しない機械燃料の軽油について、申請によって課税免除され、これまで様々な産業の経営に大きく貢献してきた。

とりわけ、冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が免税となっており、また、地球環境の保全や災害防止など多面的機能をもつ森林の管理を担う林業では、施業管理に必要な重機等に使う軽油が免税となっている。そのほか、農業や木材加工業など、様々な業種において課税免除制度が活用されてきたところである。

この制度がなくなれば、これらの事業者にとって大きな負担増となり、今でさえ困難な経営が一段と厳しくなることは避けられない。さらには、地域経済にも大きな影響を与えてしまうことが懸念される場所である。

よって、国においては、現行の軽油引取税の課税免除制度を平成27年4月以降も継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

高山市議会